

青森県住まい・住環境学習指針（案）

（目的）

第1 この指針は、県民一人ひとりが将来にわたりより良い住まいと住環境の中で暮らすことができるよう、学校における住教育や一般県民に対する住生活関連情報の提供等を充実し、県民の住まいや住まい方に関する基礎的な知識や判断力（リビングリテラシー）を向上させることにより、県民の住生活に対する意識を向上させ、生活創造社会につながる豊かな住生活の実現を図ることを目的とする。

（基本姿勢）

第2 県民のリビングリテラシーの向上のため、次に掲げる基本姿勢により、住まい・住環境学習を実施するものとする。

- （1）小学生、中学生及び高校生を対象として、各発達段階に必要なリビングリテラシーを身につけるための取組みを実施し、次世代の住生活やまちづくりを担う児童・生徒の生きる力を育成する。
- （2）学校における取組みの他、住生活関連情報の提供や住まい・住環境に関するワークショップ等、一般県民のリビングリテラシーを向上させるための取組みを実施し、より豊かな住生活を実現しようとする県民の意識を醸成する。

（実施体制の整備）

第3 的確かつ円滑な住まい・住環境学習を実施するため、県は、県教育委員会及び市町村教育委員会等と協力し実施体制を整備するとともに、建築設計、住宅建設、不動産、金融機関及び消費生活等の住生活に関連する団体・企業と連携し、住まい・住環境学習を推進するものとする。

なお、住まい・住環境学習の実施にあたっては、学識経験者等、専門家の意見を考慮するものとする。

（具体的な取組み）

第4リビングリテラシーの向上を図るため、次に掲げる取組みを実施するものとする。

- （1）児童・生徒に対する取組み
 - ① 継続して系統的な住教育が円滑に実施できるよう、本県の住生活の現状や課題等を整理し、小学校家庭科、中学校技術・家庭科及び高等学校家庭科の学習に活用できる教材を作成する。

- ② 本県の住生活を理解し、より快適な住まい方を実現する力を育むことができるよう、建築士等住生活に関連する分野の専門講師による出前授業のプログラムを充実させるとともに、円滑に活用できる制度を構築する。
 - ③ 教材作成や制度構築にあたっては、家庭科のほか、総合的な学習の時間において活用可能となるよう考慮する。
- (2) 一般県民に対する取組み
- ① 県民が安全・快適な住生活を営むことができるよう、本県の住生活に必要な基礎知識を網羅した一般県民向けリーフレットを作成する。
 - ② 家族で住生活の問題意識を共有し家庭において住生活の向上に取り組むことができるよう、親子参加型ワークショップ等を実施する。

(学校における住まい・住環境学習の目標)

第5 住まい・住環境学習の実施によりめざす各学校段階の目標は次のとおりとする。

(1) 小学校

住まいや住まい方の大切さに気付くこと (住生活の認知)

(2) 中学校

住まいや住まい方と健康や安全、防災等との関わりを知ること (住生活の理解)

(3) 高等学校

生活や環境の改善に資する住まいや住まい方についての判断力を身につけること
(住生活の向上)

(その他)

第6 この方針に掲げるもののほか、住まい・住環境学習の実施にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この指針は、平成 年 月 日から施行する。

参考) 青森県住まい・住環境学習指針 構成案

第1章 青森県住まい・住環境学習指針

- ・指針の本文を記載

第2章 青森県住まい・住環境学習指針の基本理念

1. 住まい・住環境学習の目的及び基本姿勢について
 - ・指針策定の経緯、目的及び基本姿勢についての解説を記載
2. 住まい・住環境学習の実施体制の整備について
 - ・教育委員会との協力体制、連携する団体及び検討体制等について記載

第3章 住まい・住環境学習の実施内容

1. 児童・生徒に対する取組みについて
 - ・教材の構成案、出前授業のメニュー案、総合的学習の時間での活用例等を記載
2. 県民に対する取組みについて
 - ・リーフレット構成案、ワークショップ開催例等を記載
3. 学校における住まい・住環境学習の目標について
 - ・家庭科及び関連教科の学習指導要領の目標等を記載

第4章 その他

1. 検討経過等
2. 参考資料